



JA佐野が行う

# 農業者支援事業 について



耕そう、大地と地域の未来。

事業費総額：25,000,000円

- |                             |     |         |
|-----------------------------|-----|---------|
| <b>1</b> 需要に応じた米づくり推進対策支援事業 | 事業費 | 150万円   |
| <b>2</b> RC(ばら出荷)利用促進対策支援事業 | 事業費 | 200万円   |
| <b>3</b> 主要農機購入対策支援事業       | 事業費 | 1,000万円 |
| <b>4</b> 転換作物振興対策支援事業       | 事業費 | 100万円   |
| <b>5</b> 園芸作物作付拡大対策支援事業     | 事業費 | 650万円   |
| ①園芸施設補助対策                   | 事業費 | 300万円   |
| ②園芸作物省力化資材・収量向上資材導入対策       | 事業費 | 200万円   |
| ③園芸新規就農対策                   | 事業費 | 150万円   |
| <b>6</b> 中山間地耕作対策支援事業       | 事業費 | 350万円   |
| ①耕作放棄地対策                    | 事業費 | 200万円   |
| ②穀類中山間地対策                   | 事業費 | 100万円   |
| ③園芸作物中山間地対策                 | 事業費 | 50万円    |
| <b>7</b> 花粉づくり等対策支援事業       | 事業費 | 50万円    |

Support

1

## 需要に応じた米づくり 推進対策支援事業

事業費：150万円

1. 対象者 > 農協米取扱方針に賛同し、加工用米を作付、経営安定・所得増大を目指す組合員
2. 支援内容 > 価格変動リスクが大きい、加工用米の作付に対して主食用米と比べ大幅な価格差が生じた場合、その差額相当分を助成する。
3. 支援条件 > ● 農協と加工用米の出荷契約を締結し、その契約数量のすべてを農協へ出荷、売渡等された組合員。

### ※大幅な価格差

主食用米は、農協の最終振込単価(税抜)[諸経費控除前]とし、加工用米は、品代と各交付金を加えた額で農家手取額を試算する。

その結果、1俵あたり千円以上の農家手取り価格差が生じた場合とする。

支援金額は千円単位とし、千円未満は切り捨てとする。なお、この支援金は品代の補填という意味合いであることから、インボイス制度に則り課税/免税事業者別の振込単価を設定する。



Support

2

## RC（ばら出荷） 利用促進対策支援事業

事業費：200万円

1. 対象者 > 農協の組合員かつ、南部RCおよび北部共乾施設利用者
2. 支援内容 > RCを利用して、農協に出荷された主食用米1俵あたり、ばら加算（紙袋の<sup>※</sup>一時金に加算）として、200円（軽減8%税込）/俵を助成する。
3. 支援条件 > 以下の条件を全て満たすこと

- 農協と出荷契約を締結（主食用米）し、RCを利用してばら（フレコン）出荷、売渡等された組合員。

※この支援金は品代への加算という意味合いであることから、インボイス制度に則り、課税/免税事業者別の振込単価を設定する。



Support

3

## 主要農機購入対策 支援事業

事業費：1,000万円

1. 対象者 > 農業機械を購入した組合員及び組合員で構成する集落営農組織や農事組合法人等とする。
2. 支援内容 > 農業機械購入金額（税抜）の10%以内（上限50万円）を助成する。なお、助成金額は千円単位とし、千円未満は切り捨てとする。
- ※補助事業との併用は補助事業助成金を差引いた残金（自己資金）の10%以内の助成とする。（上限50万円/補助額）
3. 対象農機 > トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、スピードスプレヤー等の購入金額50万円（税抜）以上の中古を除く製品とする。
- ※「製品」の定義は農業機械課へ問い合わせ。
4. 支援条件 > 以下の条件をいずれか満たすこと
- 農協へ農産物を出荷される方。
  - 農協の部会に在籍している方。



Support

4

## 転換作物振興対策 支援事業

事業費：100万円

1. 対象者 > ネギ、いちじく、かきな、夏秋なす、サトイモ、玉ねぎを新規に作付、または増反し農協に生産物を出荷する方。
2. 支援内容 > ネギ、いちじく、かきな、夏秋なす、サトイモ、玉ねぎを農協に出荷した方に対し定額助成を行う。（5万円/5a）
3. 支援条件 > 以下の条件を全て満たすこと
- 農協管内においてネギ、いちじく、かきな、夏秋なす、サトイモ、玉ねぎの新規作付、または増反する方。
  - 農協へ出荷される方。（イチジクは出荷契約でも可）
  - 増反分については、昨年の作付面積を参考に増反分の現地確認及び必要に応じて実測を行う。





Support

5

# 園芸作物作付拡大対策 支援事業

事業費：650万円



## ①園芸施設補助対策 【事業費：300万円】

1. 対象者 > 園芸作物を栽培する組合員及び組合員で構成する集落営農組織等とする。
2. 支援内容 > 新規又は増反にてパイプハウス、雨よけハウス、果樹棚を購入する生産者に対して購入資材金額の1/3以内を助成する（上限50万円/補助額）。  
尚、支援金額は千円単位とし、千円未満は切り捨てとする。

※育苗ハウスのみを使用可。

※補助事業との併用は補助事業助成金を差引いた残価(自己資金)の1/3以内の助成とする。

3. 支援条件 > 以下の条件を全て満たすこと。

- 品目は問わず、販売目的で栽培される方。
- 農協が提案する品種・品目の試験栽培に賛同していただける方。
- 農協へ出荷される方。



## ②園芸作物省力化資材・収量向上資材導入対策 【事業費：200万円】

1. 対象者 > 園芸作物を栽培する組合員及び組合員で構成する集落営農組織等とする。
2. 支援内容 > 選果・調整機械、自動換気、環境制御装置、循環扇、光合成促進機、電照資材、遮光ネット等を購入する生産者に対し、購入資材合計金額（税抜）の1/3以内を助成する。（上限30万）

※省力及び収量向上に関する資材は対象とするが、メーカー独自の収量向上データがあれば対象とする。

※補助事業との併用は補助事業助成金を差引いた残価(自己資金)の1/3以内の助成とする。

※複数購入の場合は合算申請を可能とする。

3. 支援条件 > 以下の条件を全て満たすこと

- 園芸作物を栽培すること。（品目は問わない）
- 栽培した農作物を農協に出荷される方。



### ③園芸新規就農対策 【事業費：150万円】

1. 対象者 > 園芸品目で認定新規就農者を取得しかつ経営開始時の年齢が18歳以上45歳以下のもの。(ただし、やむを得ない事情により認定新規就農者になれなかったもので、認定新規就農者と同等と認められるもの。)
2. 支援内容 > 1年目100万円、2年目50万円、3年目50万円とする。但し、単収が基準の5割以上とし、それ未満の場合には割合に応じ減額する。
3. 支援条件 > 以下の条件を全て満たすこと
- 令和6年度に新たに新規就農する方。
  - 農協の管内において園芸作物導入に強く意思のある方。
  - 農協へ出荷される方。



Support

6

## 中山間地耕作対策 支援事業

事業費：350万円



### ①耕作放棄地対策 【事業費：200万円】

1. 対象者 > 中山間地（旧愛村・三好・常盤管内）において、経営面積が5haを超える団体。
2. 支援内容 > 生産に必要な農機の購入（リース）を含むに対し1団体につき100万円を助成する。
3. 支援条件 > 以下の条件を全て満たすこと
- 農協の管内で中山間地域（旧愛村・三好・常盤管内）における団体。
  - リースについてはリース期間のリース代の半額を100万に達するまでの助成する。
  - 農協へ出荷される団体。



### ②穀類中山間地対策 【事業費：100万円】

1. 対象者 > 中山間地（旧愛村・三好・常盤管内）において、農協において穀物検査をした生産者。
2. 支援内容 > 穀類1俵に対し300円を助成する。
3. 支援条件 > 以下の条件を全て満たすこと
- 農協の管内で中山間地域（旧愛村・三好・常盤管内）における組合員。
  - 農協において穀物検査される方。



### ③園芸作物中山間地対策 【事業費：50万円】

1. 対象者 > 中山間地（旧愛村・三好・常盤管内）において、農協へ園芸作物を出荷する生産者および生産団体。
2. 支援内容 > 生産圃場10aにつき2万円を助成する。
3. 支援条件 > 以下の条件を満たすこと
- 農協へ出荷される方。



Support

7

## 花粉づくり等対策 支援事業

事業費：50万円



1. 対象者 > JA佐野果樹部会員で梨を栽培されている方。
2. 支援内容 > 梨の花粉採取に必要な生産資材（受粉専用樹、開葯器等）を購入する生産者に対して購入資材金額（税抜）の1/3以内を助成する。（上限10万円）
3. 支援条件 > 以下の条件を全て満たすこと
- JA佐野果樹部会員で梨を販売目的で栽培されている方。
  - 花粉不足時に管内生産者に対して協力いただける方。



申請期間：令和6年3月1日～令和6年12月30日

お問い合わせはこちらまで

## 佐野農業協同組合

営農企画課

TEL.0283-24-3420

農業機械課

TEL.0283-61-0222

南部経済センター

TEL.0283-24-3713

園芸課

TEL.0283-23-9992

北部経済センター

TEL.0283-62-0125

米麦畜産課

TEL.0283-25-8040